

青 森 県 社 会 保 険 労 務 士 会 会 報

社 労 士 青 森

発行／青森県社会保険労務士会 青森市本町5-5-6 ☎ 017-773-5179 FAX 017-775-1428 編集／総務広報委員会



がんばろう東北！



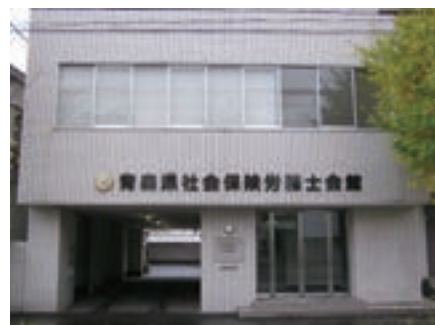
2015年ミスりんご（左から）相馬澄佳さん、平沼日菜子さん、小野笑美さん 写真提供／一般社団法人青森県りんご対策協議会

- マイナンバーについて
- 第1回・第2回研修会
- 事務所訪問
- 支部の活動報告

平成27年11月号

vol. 124

<http://www.sr-aomori.info>



青森県社会保険労務士会館 外観

「マイナンバー制度へ積極的に取り組む！」 社労士の新たなビジネスモデルの創出に向かって ～会員の皆様へのメッセージ～

全国社会保険労務士会連合会
会長 大 西 健 造

マイナンバー制度の運用開始まで後2ヶ月余りとなりました。連合会は、会員の皆様が日常業務でマイナンバーを利用する上で必要な様々な対応をハンドブックにまとめて、6月までに連合会ホームページに公開し、我々がマイナンバーを最も利用する士業であることから社労士こそが国民の皆様が安心してお任せいただける国家資格者であることを10月1日にプレスリリースいたしました。

マイナンバー制度においては、特定個人情報の保護が厳格に定められており、事業主とりわけ中小事業主にとって、従業員やその家族などのマイナンバーの取得や保管は過大な負担になる上、マイナンバーを必要とする種々の場面で迅速・確実・安全に提供する仕組みと設備を整えることが大変困難であるとも言われています。

一方、社労士にとって、マイナンバーに関わる1・2号業務は社労士業務の基盤であるとともに依頼者と社労士との信頼関係の基礎となるものです。また、これらの業務は電磁的記録も含めて社労士の独占業務とされています。

社労士は、これまで営々と築いて来た信頼をマイナンバーの時代にあっても確固とした意志を持って繋ぎ発展させなければならないのです。

私は、「マイナンバー制度へ積極的に取り組む！」社労士の新たなビジネスモデルの創出に会員の皆様が挑戦していくことが業域拡大に結びつくと思っています。積極的に展開しようではありませんか。

連合会は、その支援のために有用なツールを会員の皆様に提供します。その一つは、社労士事務所の安全管理を実現するための「マイナンバー保管サービス商品の推奨」であり、その二は、安全管理措置が信頼に値することを外部に向けて発信するための「特定個人情報保護評価書による自己宣言」、「自己宣言の第三者確認による認証（新SRP）」、「サイバー法人台帳ROBINSでの公表」です。

「マイナンバー保管サービス商品の推奨」については、第一弾となる推奨商品を連合会ホームページ及び『月刊社労士』11月号にてご案内いたします。

「特定個人情報保護評価書による自己宣言」については、プライバシーマークの審査機関であるJIPDECの協力のもと「モデル特定個人情報保護評価書（4パターンから選択）」を作成し、既に9月30日、連合会ホームページに公開しています。会員の皆様におかれましては、このモデル特定個人情報保護評価書に基づき、一刻も早く外部に向けて自己宣言していただきたいと考えております。

「自己宣言の第三者確認による認証（新SRP）」については、平成28年1月に新SRP認証を開始する予定であり、「サイバー法人台帳ROBINSでの公表」まで取り組んでいただくことで一層広く国民に向けて会員の皆様の事務所のPRを展開することが可能となるのです。

皆様、社労士がマイナンバー制度へ積極的に取り組もうではありませんか。

今、それが、求められているのです。

以上
(社労士制度推進戦略室／業務部事業課)

社会保険労務士のマイナンバー(個人番号)制度への対応

十和田支部 石倉 伸一

1. 社会保険労務士がマイナンバー制度についての専門家である事を自覚し、新たな職域拡大のビジネスチャンスとしてとらえてください。
2. 顧問先へのマイナンバー制度の概要等の説明、指導・教育、安全管理措置等についてのアドバイス、制度に関する疑問やトラブルの対応などが求められます。
3. マイナンバーを取り扱う業務を行う場合、個人番号関係事務実施者として、マイナンバーの取得・記録・保管・利用、その後の保管・再利用・廃棄といった一連の管理と記録が必要となります。
4. マイナンバーや特定個人情報を取り扱う業務の遂行にあたり、顧問先などに対し、社労士事務所の代表者および職員がその趣旨を理解し、厳正かつ適正な対応と社会的責任の認識などの確保について、取り組む「基本方針」を定めます。
5. 社労士事務所における特定個人情報の取扱について明確にするため、「安全管理措置」その他の他を定めます。
6. 社労士事務所が顧問先のマイナンバーや特定個人情報を取り扱う場合、番号法等に基づき委託元（顧問先）から監督を受けることとなるため、新たに「委託契約を締結」するか追加の項目を入れた「委託契約の変更」が必要となります。
7. 社労士事務所が業務を委託する場合には「再委託」等となり、再委託に際し、委託元（顧問先）は再委託先（社労士事務所が委託した者）に対しても監督責任を負うこととなるため、委託先の社労士事務所が「再委託の許諾申込書」により、委託元（顧問先）から許諾を得ることが必要となります。
8. 全国社会保険労務士会連合会ホームページにはマイナンバー制度についての情報等が掲載されています。
「社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック ～概要～」
「社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック」
基本方針等の雛形が掲載されている「～資料～」
特定個人情報管理台帳等の雛形が掲載されている「関係様式（雛形）」等々

上記をホームページからダウンロードし必要な規程等を作成し、平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度に対応して頂きたいと思います。

第1回研修会

日 時 平成27年8月26日（水） 10：30～16：00

会 場 ホテル青森3F「孔雀の間」

研修内容 「共済年金と厚生年金の一元化について」

講師：青森年金事務所 お客様相談室

調査役 秋元 文子 氏

「マイナンバーが始まる前に準備しなければならないこと！」

講師：全国社会保険労務士会連合会 マイナンバー制度検討部会所属

埼玉県社会保険労務士会副会長

特定社会保険労務士 渡邊 寛 氏



青森年金事務所 秋元文子氏



特定社会保険労務士 渡邊寛氏



研修会の様子

第2回研修会

日 時 平成27年11月13日（金） 11：00～16：30

会 場 ホテル青森3F「あすなろの間」

研修内容 「ストレスチェック制度・受動喫煙防止対策助成金について」

講師：青森労働局労働基準部

健康安全課長 小沢 誠 氏

「社労士業界に訪れるいくつかのピンチと数多くのチャンスをつくる方法」

－マイナンバー、電子政府、労働時間改革、人材採用難など環境変化への対応の処方箋－

講師：社会保険労務士法人 名南経営

代表社員 大津 章敬 氏



青森労働局労働基準部 小沢誠氏



名南経営代表社員 大津章敬氏



研修会の様子

介護事業労務管理研修「中央(伝達)研修」を受講して

青森支部 葛西康也

去る、9月10日(木)に青森県社労士会を代表し、介護事業労務管理研修を受講してきました。現在の介護の現場は、医療の現場と同様に人材不足・労務トラブルに関して、深刻な時期を迎えています。また、介護事業者は労働基準法違反があり、罰則刑を受けた場合には、指定を取り消され、事業の運営ができなくなることとなりました。それを受け、積極的に労働管理の改善に取り組む事業者も増えていることから、介護業界の実態を知り、労務管理の専門性を高めることが今、社労士に求められております。

これらをふまえ、「地域研修」カリキュラムの試案を作成してみました。ただし、地域研修受講の際には、介護の事前学習(eラーニング)が「必須」であり、長時間に渡りますが、必ず事前学習をして参加していただきたいと思います。

介護事業労務管理研修「地域研修」カリキュラム(試案)

項番	研修項目	講師	時間
1	事前学習(eラーニング) 「介護事業労務管理研修」講座 《講義項目》 (1)背景 (2)介護報酬・処遇改善加算 (3)介護事業の動向と社労士の関わり方 (4)介護従事者の特性とキャリアアップ (5)介護事業所の労務管理の留意点	—	377分 (6時間17分)
2	講義(事前学習(eラーニング)の補足等)	葛西康也	75分
3	グループワーク(2事例)	葛西康也	○事前説明10分 ○役割分担決定10分 ①議論55分 ②まとめ15分 ③発表5分×グループ数 ④総括20分 ※①～④は1事例あたりの時間

1. 事前学習（eラーニング）について

地域研修の受講者は、予め、連合会「社会保険労務士研修システム」において配信している「介護事業労務管理研修講座」受講すること。

2. 講義（事前学習（eラーニング）の補足等）について

「事前学習（eラーニング）」の内容について、75分間で補足・解説を行う。

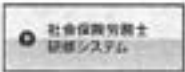
3. グループワークについて

中央（伝達）研修実施時に使用した2事例を用いて実施する。

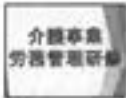
※参照 社会保険労務士研修システムのログイン方法

社会保険労務士研修システムのログイン方法

(1) 連合会ホームページTOP から右上の  をクリック

(2) ページ右下の  をクリック

(3) 登録番号とパスワードを入力
登録番号…社労士証票に記載された8桁の登録番号
パスワード…初めてログインする場合は西暦を含む生年月日（8桁）
(例) 初期パスワードの例：昭和43年12月2日→19681202

(4) ページ右上の  をクリックし、 の  をクリック

◎ご不明な点は、連合会総務部総務課または都道府県会事務局までご照会ください。

「委託事業主団体受付日付印」欄は、日付が空欄になっていますので、事業主から受け付けた日付を必ずご記入ください。

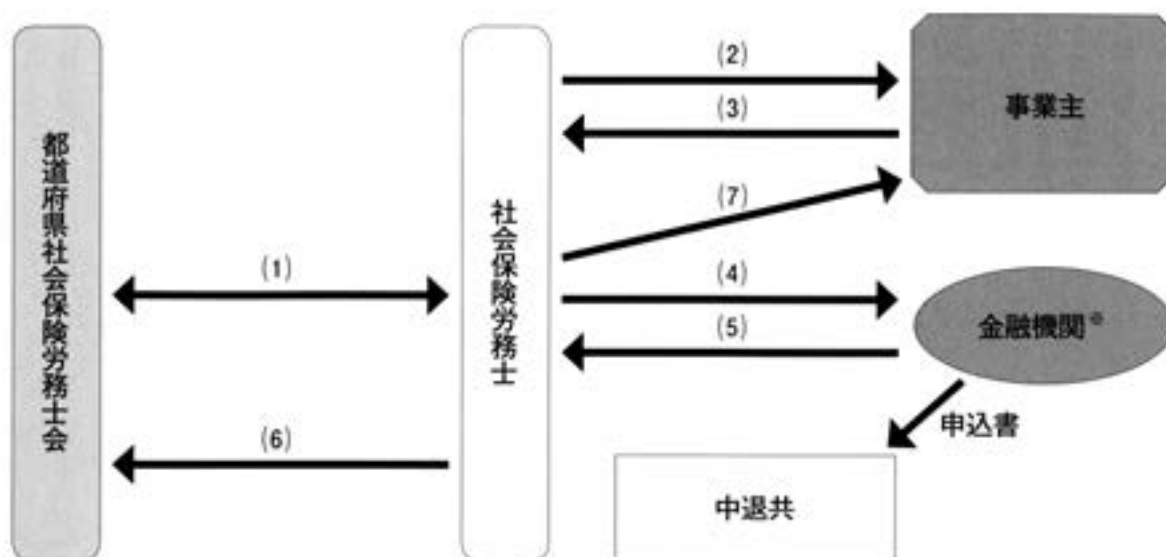
「委託事業主団体番号」13桁のうち5桁は、所属する都道府県会にて、あらかじめ記入されています。

空欄8桁に、ご自身の登録番号をご記入ください。社会保険労務士法人の場合は頭に「9」を付け、法人の登録番号をご記入ください。

については、所属する都道府県会にお問い合わせください。

青森県社会保険労務士会経由で行う中小企業退職金共済の申込手続

〈図1〉手続きの流れ



注意点

手数料は、「委託事業主団体受付日付印」欄の押印と「委託事業主団体記入欄」に記入があるものについて発生します。

※ 金融機関へ申込書は以下の金融機関をお願いします。

銀行／信用金庫／信用組合／労働金庫／商工中金（なほ、農協、ゆうちょ銀行ではお取り扱いできません）

手続きに必要な書類

「中小企業退職金共済契約申込書・預金口座振替依頼書及び届出書（3枚複写）」

●申込書は、所属する都道府県会にご請求ください。

手続きの流れ（図1参照）

(1) 申込書の取り寄せ

所属する都道府県社会保険労務士会に新規申込書を請求する。

※ 申込書には、「委託事業主団体受付日付印」欄に押印と「委託事業主団体記入欄」に委託事業主団体番号（13桁のうち5桁）及び委託事業主団体名が、あらかじめ記入されています。

(2) 事業主が必要事項を記入

申込書を事業主へ渡し、必要事項を記入・押印してもらう。

(3) 事業主は申込書を提出

事業主は、必要事項を記入・押印した申込書を社会保険労務士へ提出する。

(4) 口座確認依頼及び申込書提出

社会保険労務士は、事業主が指定する取引先金融機関へ口座確認を依頼する。

頼する。

同時に金融機関へ申込書（3枚とも）を提出する。

(5) 口座確認及び手続き

金融機関は、申込書3枚目右下の「預金口座振替届出書」の「金融機関確認印」欄に押印する。

手続き終了後、申込書1枚目の「契約申込書・預金口座振替依頼書（お客様控え）」を社会保険労務士へ返却する。

(6) 申込書（コピー）を提出

社会保険労務士は、申込書1枚目のコピーを所属する都道府県会へ提出する。

(7) 申込書（原本）を返却

社会保険労務士は、申込書1枚目の原本を事業主へ返却する。

注意点

●手数料は、「委託事業主団体受付日付印」欄に押印と、「委託事業主団体記入欄」に記入があるものについて発生しますので、必ず所属する都道府県会で押印等をもらってください。

●手数料は、四半期ごとに各都道府県会を通じて支払われます。

●「委託事業主団体受付日付印」欄は、

雇用保険適用関係業務照合事務省略について

【目 的】

雇用保険適用関係各届書の照合事務省略は、数次に亘る雇用保険法の改正をはじめ、増大する雇用保険業務の事務簡素化を図り、行政サービスの維持向上を確保するため、また、電子申請の利用促進のため、信頼性の高いと認められる社会保険労務士（以下「社労士」という。）に対し、各届書と諸帳簿等関係書類の照合事務を省略（以下「照合事務省略」という。）することにより、事務処理の効率化と迅速化を図ることを目的とする。

【承認基準】

上記の目的に沿う開業社労士（以下「社労士」という。）であって、次のいずれにも該当し、かつ、開設事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長が照合事務省略することが適当と認められる社労士であること。

- （１）過去の取り扱い実績から見て、各届書の記載内容の信頼性が高く、提出期限その他労働関係法令等の定めを遵守していること。
- （２）被保険者に関する届書を作成するにあたって、賃金台帳等の記載内容に十分留意し、不正事故の生じないよう配慮しており、過去３年間不正事故が生じたことがないこと。
- （３）おおむね過去３年間、雇用保険法その他労働関係法令に違反したことがないこと。
- （４）雇用保険法の主旨を十分理解し、本行政の運営に積極的に協力すると認められること。
- （５）所属する青森県社会保険労務士会会長の推薦があること。
- （６）照合事務省略事務処理手引に基づく研修を受講していること。

【申出方法】

照合事務省略を希望する社労士は、「雇用保険照合省略指定申請書」（別紙１－２）を、所属する社労士会支部長を経由し、青森県社会保険労務士会へ提出する。

(別紙 1-2)

雇用保険照合省略指定申請書

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

事務所所在地

申請者

氏 名

印

登録番号

登録年月日

社会保険労務士法第17条第1項の規定に基づき、雇用保険法施行規則第6条第1項、同施行規則第7条第1項及び第2項、同施行規則第12条の2、同施行規則第14条の2、同施行規則第101条の5第1項並びに同施行規則第142条に定める届書の関係書類との照合事務省略の承認について申請いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、届書の作成、届出については、下記の事項に留意することを申し添えます。

記

1. 各届書の提出期限その他労働関係法令の定めを遵守いたします。
2. 賃金台帳等の関係書類による審査を適正に行い、記載要領にしたがって事実を誤りなく各届書に記載いたします。
3. 各届書には、届書を作成する基礎となった資料等について付記を行い、社会保険労務士記載欄に所要の表示と記名押印をいたします。
4. 提出代行、事務代理を委任された事業主に対して、確実に出勤簿等の雇用関係諸帳簿の調製、記帳、整理及び保管を行わせます。
5. 事業主に対して、労働保険料の適正な申告・納付を指導することをはじめ、行政に積極的に協力いたします。

推 薦 書

上記の者は、当会所属の社会保険労務士であり、関係諸法令及び実務に精通し、誠実に社会保険労務士業務を行っているので推薦いたします。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

青森県社会保険労務士会
会長

印

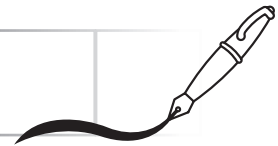
注：所属の支部長を経由して県会へ提出してください。

H.19.4改

1904-SR-03-07-01-02



事務所訪問



今回の事務所訪問は弘前支部の油川安孝さんにお伺いしました。



—開業の経緯は？

大学を卒業後地元に戻り、いくつかの民間会社に勤務している途中の昭和59年に社会保険労務士試験に合格しました。その後税理士事務所に運良く勤務することができ、顧問先との接し方やいろいろな事業主の考え方について経験を通して学ばせていただきました。当時は税理士試験も受験していましたが、開業税理士の人数も増え始め、将来的に税理士は飽和状態になるのではないかと思い始めました。30も半ばに達していた平成4年4月、これからは社会保険労務士の時代だと考え、意を決しそれまで勤務していた税理士事務所を退職し、社会保険労務士として事務所を構え独立し、今に至っています。

—近況について

事務所訪問の記事をお願いしますと言われ、振り返ってみると独立してからはや20年以上が過ぎ、また年齢も50代後半でまもなく還暦という現状に、自分自身長いようで短かったなあという感慨が湧いてきました。事務所開業直後は仕事も少なく、この先どうしようかと思っていましたが、今は亡き父にも留守番で手伝ってもらったり、退職した税理士事務所からの紹介もあり、顧問先にも恵まれてその後事業所も徐々に増え、いつのまにか仕事に追われ日々過ごしてきたという感じです。

今はマイナンバー制度への対応もあり、事務所職員への研修や認識の共有、事務所内の機器備品等の配置見直し等、制度で求められている、顧問先からの委託先における安全管理措置及び必要かつ適切な監督に耐え得るべく準備を進めているところです。

—モットーについて

モットーといえる程のものはないのですが、心掛けているのはなるべく多くの人と出会うとい

うことでしょうか。開業してからは先輩の勧めもあり、いくつかの団体に所属しました。主なものでは商工会議所青年部、ライオンズクラブ、また子供のPTA役員は子供のためと思って引き受けました。ちなみに、PTA役員は自営業者にはまず声が掛かってきます。そういう中で、同業者でない人たちといろいろな機会を通して話しをすることで様々な考えがあることを知りました。また、そういう繋がりですぐ顧問先になったところも多々ありました。会員の中にも様々な意見があるでしょうが、人を覚えるということが少なからず仕事にも繋がり、また人生の深みも増してくるのかなあと考えています。

—趣味について

趣味は何ですかと聞かれると、答えに窮してしまいます。ゴルフもやらないし何かに没頭してすることはありません。ゴルフについては以前から色々な人に誘われていましたが、プレーに時間を取られるのが嫌でずっと断っていたので、最近は諦めたのか言われることも少なくなりました。強いて好きなことはと聞かれると、テレビ番組の宇宙ものが好きでBS放送のコズミックフロントはほぼ毎回見えています。あとはお酒を飲むことでしょうか。こんな無趣味な自分の人生ってなんなんだ……と改めて気付かされ、ちょっと落ち込んでいます。

油川社会保険労務士事務所

〒036-8093 弘前市城東中央2-5-2

TEL 0172-26-1560 FAX 0172-26-1552



PSD 社会保険労務士

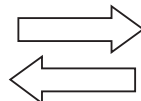


e-Gov 電子申請 大規模 LAN 対応 給与ソフト・ダイレクトデータ連動機能搭載

OBC, PCA, 応研, 弥生 認定ソリューションソフトウェア

○給与奉行 ○PCA 給与 ○給与大臣
○弥生給与 ○給与 Kid ○給料王
各種給与計算ソフトとの強力なデータ連動機能
搭載。顧問先の様々な給与計算システムにも対
応可能。
他業務ソフト・Excel 等のデータ連動可能。

被保険者・給与情報



取込みデータで
即座に運用可能!



- 健康保険・厚生年金システム
- 雇用保険システム
- 労災保険給付システム
- 労働保険申告システム
- 一括有期開始届・報告書・総括表システム
- 個別労働紛争あっせん代理システム
- 給与計算ソフトデータ連動機能
- 電子申請処理
- 磁気媒体申請処理

マイナンバー管理システム搭載予定

マイナンバーの強力な安全管理機能を搭載します! ログインユーザー権限。マイナンバー専用メニュー。別DB分散・暗号化保管。



給与ソフトに登録するマイナンバー連動対応予定
全ての入出力のログ記録機能、委託業務、廃棄管理ま
でサポートします。



資料請求・お問い合わせは 株式会社パシフィックシステム まで

<http://www.psd-soft.com/sr>

〒106-0044 東京都港区東麻布 1-5-8 TEL03 (5572) 6700 FAX03 (5572) 6701

■ ■ ■ ■ 支 部 の 活 動 報 告 ■ ■ ■ ■

青 森 支 部

・第3回役員会

日時：平成27年8月19日(水)

場所：青森県社会保険労務士会館

内容：第2回研修について

社労士推進月間について

・第4回役員会

日時：平成27年10月10日(土)

場所：青森県社会保険労務士会館

内容：第3回研修について

支部便りについて

・労働問題・年金 無料相談会

日時：平成27年10月10日(土)

場所：青森県社会保険労務士会館

内容：年金相談1件

役員8名にて支援

・上期監事監査

日時：平成27年10月10日(土)

場所：青森県社会保険労務士会館

・第2回研修会

日時：平成27年10月16日(金) 13:15~17:00

場所：リンクステーションホール青森

出席者：50名

研修内容

「ストレスチェックについて」

講師：青森労働局 労働基準部

健康安全課長 小沢 誠 氏

「問題社員の企業対応について」

講師：石寄・山中総合法律事務所

弁護士 江島 健彦 氏

弘 前 支 部

・年金関係研修会

日時：平成27年9月25日(金) 13:30~16:30

場所：弘前市総合学習センター2階 視聴覚室

出席者：弘前支部27名

五所川原支部1名 計28名

研修内容

「厚生年金と共済年金の一元化について」

講師：服部年金企画

特定社会保険労務士 田口 紘一 氏

※五所川原支部と共同開催

・安定所関係研修会

日時：平成27年10月22日(木) 13:30~15:30

場所：弘前市民会館2階 第一小会議室

出席者：22名

研修内容

「適用関係の改正点と注意点」

講師：弘前公共職業安定所 雇用保険課

雇用保険課長 及川 浩孝 氏

「助成金の最新情報」

講師：弘前公共職業安定所

雇用指導官 棟方 敦子 氏

「高年齢者雇用安定助成金について」

講師：独立行政法人高齢・障害・求職者

雇用支援機構 沼田 明夫 氏

八 戸 支 部

・平成27年度八戸支部研修会 & バーベキューピ アガーデン

日時：平成27年8月7日(金) 13:40~17:20

場所：八戸パークホテル

出席者：25名

研修内容

「高年齢者雇用安定助成金について」

講師：独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構 沼田 明夫 氏

「年金情勢について」

講師：八戸年金事務所

所長 米田 衛 氏

「最近の雇用失業情勢について」

講師：八戸公共職業安定所

適用課長 高田 徹 氏

「労務管理について」

講師：八戸労働基準監督署

署長 大田 真 氏

「マイナンバー制度開始に伴う社労士事務所の
セキュリティ対策」

講師：株式会社テクノル

次長 千葉 修一 氏

む つ 支 部

・安定所研修会

日時：平成27年10月26日（月）10：00～11：30

場所：むつ公共職業安定所 2階 会議室

出席者：15名

研修内容

「最近の雇用失業情勢について」

講師：むつ公共職業安定所

所長 佐藤 友治 氏

「マイナンバー制度導入に伴う雇用保険の
手続きについて」

講師：むつ公共職業安定所

雇用指導官 四ッ谷 亜希子 氏

「各助成金について」

講師：むつ公共職業安定所

雇用指導官 阿部 芳之 氏

十 和 田 支 部

・平成27年度十和田支部研修会

日時：平成27年 9月17日（木）14：40～17：00

場所：サンロイヤルとわだ

出席者：17名

研修内容

「被用者年金制度一元化の概要」

「被用者年金一元化法による制度改正後の
事務処理概要」

講師：八戸年金事務所 お客様相談室

室長 中野 嗣也 氏

懇親会

日時：平成27年 9月17日（木）17：00～

場所：サン・ロイヤルとわだ

五 所 川 原 支 部

・年金関係研修会

日時：平成27年 9月25日（金）13：30～16：30

場所：弘前市総合学習センター 2階 視聴覚室

出席者：弘前支部27名

五所川原支部 1名 計28名

研修内容

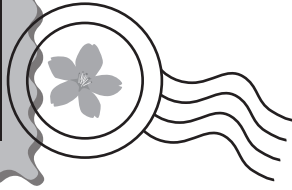
「厚生年金と共済年金の一元化について」

講師：服部年金企画

特定社会保険労務士 田口 絃一 氏

※弘前支部と共同開催

県会 通信



第2回

理事会

日時／平成27年7月10日(金)10:30～
場所／ホテル青森「はまなすの間」

【議事】

- 第1号議案 各委員会事業計画について
第2号議案 会費未納者に対する処理の件について
報告事項：特別会計事業の体制について

第2回

三役会

日時／平成27年10月9日(金)11:00～
場所／ホテル青森「桃の間」

【議事】

- 第1号議案 各委員会の中間報告について
第2号議案 特別会計事業中間報告について
第3号議案 県会中間決算報告について
第4号議案 雇用保険照合省略指定申請に係る推薦について
第5号議案 県会戦略室の開設（50周年運営を含む）について

第3回

理事会

日時／平成27年10月9日(金)13:00～
場所／ホテル青森「錦鶏の間」

【議事】

- 第1号議案 各委員会の中間報告について

- 第2号議案 特別会計事業中間報告について
第3号議案 県会中間決算報告について
第4号議案 雇用保険照合省略指定申請に係る推薦について
第5号議案 県会戦略室の開設（50周年運営を含む）について

平成 27年度

年金事務所連絡会議

日時／平成27年8月19日(水)14:00～
場所／青森年金事務所3階会議室

【議事】

- (1) 年金相談窓口委託事業関係について
(2) 要望事項等について
(3) その他

平成 27年度

北海道・東北地域協議会秋季会長会議

日時／平成27年10月15日(木)13:30～14:30
場所／宮城蔵王ロイヤルホテル3階「名取」

【議事】

- (1) 平成27年度事業中間報告について
(2) 平成28年度事業計画（案）について
(3) 各単会からの提案・協議事項について
(4) その他、当面の諸問題について

平成 27年度

北海道・東北地域協議会秋季定例会議

日時／平成27年10月15日(木)15:00～17:00
場所／宮城蔵王ロイヤルホテル3階「阿武隈」

【議事】

- (1) 各単会からの提案事項・協議事項に関する件
(2) その他

～ホームページリニューアルのお知らせ～

9月28日より、当県会のホームページをリニューアルしました。

より使いやすく、よりわかりやすいホームページとなるようページ構成やサイトデザインを全面的に見直しました。

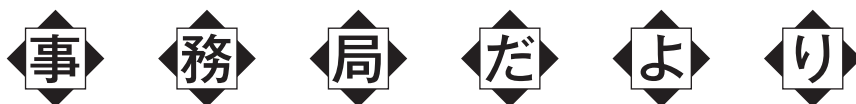
今後とも内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報をタイムリーに発信してまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。



(画像イメージ① ※トップページ)



(画像イメージ② ※社労士とは)



平成27年10月20日現在会員数

会員種別	支部名	青	森	弘	前	八	戸	む	つ	十	和	田	五所川原	合	計
開業			56		24		38		13		21		11		163
非開業			13		9		10		2		4		0		38
合計			69		33		48		15		25		11		201

【入会者】

氏名	種別	入会日	住所	TEL・FAX
キムラ タカコ 木村 隆子	非開業	H27.9.1	〒036-8082 弘前市大字福村字福富36-1	TEL 090-7520-4261

【諸変更】

氏名	変更内容
鈴木清公 (8/1変更)	事務所の名称 鈴木清公社会保険労務士事務所
	事務所所在地 〒036-0507 黒石市大字西馬場尻字派村23
	事務所電話・FAX TEL 0172-53-3465 FAX 0172-53-3466
石戸大 (9/10変更)	事務所電話・FAX TEL 017-763-5204 FAX 017-763-5214
高松佳樹 (10/1変更)	住所 〒039-3111 上北郡野辺地町字石神裏21-46 メゾン藤谷201
	事務所の名称 むつ年金事務所
	事務所所在地 〒035-0071 むつ市小川町2-7-30
	事務所電話・FAX TEL 0175-22-4947 FAX 0175-23-4429
清藤博 (10/1変更)	事務所の名称 青森労働局職業安定部職業対策課
	事務所所在地 〒030-0801 青森市新町2丁目4-25 合同庁舎7階
	事務所電話・FAX TEL 017-721-2003 FAX 017-773-5372

【種別変更】

氏名	種別	変更年月日	変更内容
山本文吉	非開業(勤務)→ 非開業(その他)	H27.10.20	

【退会者】

氏名	支部	種別	退会日
大坂 喜雄	弘前	開業	H27.2.19
澤谷 義昭	八戸	開業	H27.9.1
外崎 史郎	青森	開業	H27.9.15

お悔やみ

<弘前支部> 大坂 喜雄さん
平成27年2月19日逝去

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

新会員の紹介



(弘前支部)
木村 隆子

今年の9月に入会させて頂きました木村隆子と申します。7月の事務指定講習を終え、貴会に非開業にて第一歩を踏み出すこととなりました。

もとより未熟ではございますが、社会保険労務士の社会的意義を自覚し、日々研鑽を重ね、会員として専心努力する所存です。今後も研修会等に積極的に参加し、勉強を重ねて参りますので、是非お気軽にお声を掛けて頂けたらと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局職員紹介



事務局職員
小野 雅子

この度事務局職員になりました、小野雅子と申します。

前職では小売業の事務をしておりました。

まだまだ事務局の仕事に不慣れで、皆様にご迷惑をお掛けする事も多いかと思いますが、これからも頑張りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

会費納入のお願い



社労士会の運営は、会員の皆様の会費によって支え

られています。会費納入は会員の義務です。

会費の最終納期は **10月31日(土)** となっております。

納め忘れの方は、早めをお願いします。

編集後記

マイナンバー制度のスタートに伴う顧客対応、事務所内の体制整備、やストレスチェック制度の施行、労働者派遣法の改正、さらには社会保険の加入勧奨などの対応で、皆さんも忙しい日々を送っているのではないのでしょうか？私もありがたいことに仕事を処理するスピードより溜まるスピードのほうが上回っています・・・汗。

マイナンバーについては社労士にとっても大きなビジネスチャンスだと思いますのできちんと対応していきたいと思います。(周)